

大阪城

2022
10/13
(木)
14299
号

余
港
湾
西
成
分
会

244
6647-
4947

涼しいから寒いなーと感^じるようになり
街中から羊袖は消えみんな長袖姿になった。
紅白の司会がどうだとか大げそかの話も始まっ
ている。2ヶ月少しになった秋年末も動きの
速い展開になっていきそう。その流れや動き
との関係は各人たいへんな日々になりそうです。
今、地球の動きの大局を決めはじめているウクライ
ナの戦争はすぐには終りそうもない。向う3ヶ月
ほど厳寒冬の雪の世界がやってくる。オポレオンも
ヒットラーも雪のロシアを攻めきれず自滅してい
た冬。ロシア・ウクライナとも雪の中で暮らした国
どうしたか。この冬の超え方で、以降の形が決まって
いくように感じる。ヨーロッパはもちろんだが
燃料・食糧・鉱物など日本も影響者も大きく受け
人々の経済生活もこの冬は変わってきそうに見える。
厳しく苦しい経済生活は深まり、まだ続き
そうなので、ゆかに身がまじり、いろいろ生きぬく
方策を考え、あみ出していくことになるだろう。
新年が二応、世間の区切りの目安なので、
それを一つの節目として生きぬく型を世間も
転換するようにもみえる日本の社会です。

7. 職業安定法の改正(2022年10月1日)

職業安定法とは、日本国憲法に基づいた、働く権利に関する法律であり、国民が自由に職業を選択できるよう定められています。2022年の法改正では、大きく3つのポイントが変更になります。

1. 求人等に関する情報の的確な表示が義務付けられます

各事業者に対して、求人等に関する下記の(1)~(5)の情報のすべての的確な表示が義務付けられます。虚偽の表示・誤解を表示させる表示はしてはならず、求人情報を正確・最新の内容に保たなければなりません。(1)求人情報(2)求職者情報(3)求人企業に關数情報(4)自社に関する情報

(5)事業の実績に関する情報

(5)事業の実績に関する情報

▼対象の広告・連絡手段

新聞・雑誌・その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出・頒布、書面、ファックス、ウェブサイト、電子メール・メッセージアプリ・アプリ等、放送(テレビ・ラジオ等)、オンデマンド放送等

<求人企業の義務>

- 募集を終了・内容変更したら、速やかに求人情報の提供を終了・内容を変更する。
- 求人メディア等の募集情報等提供事業者を活用している場合は、募集の終了や内容変更を反映するよう依頼する。
- いつの時点の求人情報かを明らかにする。
- 求人メディア等の募集情報等提供事業者から、求人情報の訂正・変更を依頼された場合には、速やかに対応する。

2. 個人情報の取扱いに関するルールが新しくなります

求職者の個人情報を収集する際には、求職者等が一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に、個人情報を収集・使用・保管する業務の目的を、ウェブサイトに掲載するなどして、明らかにしなくてはなりません。

3. 求人メディア等について届出制が創設されます

従来の求人メディア・求人情報誌だけでなく、インターネット上の公開情報等から収集(クローリング)した求人情報・求職者情報を提供するサービス等を行う事業者も職業安定法の「募集情報等提供事業者」になりました。

最近「ネットで求人」と言うのが多くなっているということで「ルール作り」ということでしょうか?この地区でも関係があるようです。10月改正の法律が多いのでこまめに勉強が必要です。